

業務仕様書

1 業務名

聞き取り記録作成業務

2 業務内容

テープ起こし（音源：900分）（見込み）

（音源等データの送受信は「三重県ファイル交換システム」で行います。）

3 成果品

- ・聞き取り記録をワードで作成し、完成した順にデータを提出すること。
（メールでの提出可）
- ・全てのデータを納品後、発注者が渡した音声データを保存した媒体を返却すること。

4 成果品の納期限

- ・令和5年8月31日（木）17時まで（見込み）
- ・受注者は、成果品を納品し、発注者の検査が完了後に請求書を発注者へ提出するものとする。

5 留意事項

- ・見積書には、時間単価と合計金額を記載すること。
- ・受注者は、発注者が提供した媒体及び関係書類等を適性に保管し、複写、転写または、貸出は行わないものとする。
- ・成果品の納品及び返却に係る経費は受注者の負担とする。
- ・成果品の作成は、受注者の機材（録音再生機、パソコン、CD等）により行うものとし、これらにかかる経費は受注者の負担とする。
- ・成果品の著作権（著作権方第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、三重県が有するものとする。また、受注者は成果品に係る著作権人格権を将来にわたって一切行使しないものとする。
- ・当該業務の実施にあたっては、別記「個人情報の取り扱いに関する特記事項」を遵守し、個人情報を適性に取り扱うものとする。
- ・本仕様書に定めのない事項等については、都度、担当職員と協議する。

6 その他

（1）暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づ

く落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

(2) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- ア 受注者は業務の履行にあたって三重県の締結する物件関係契約からの暴力団排除措置要綱に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする
- a 断固として不当介入を拒否すること
 - b 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること
 - c 発注所属に報告すること
 - d 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと
- イ 受注者がアの b 又は c の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする

7 担当部局

〒 5 1 4 - 8 5 7 0

三重県津市広明町 13 番地

三重県教育委員会事務局

生徒指導課 安全・安心対策班 稲藪 裕恵

電話： 0 5 9 - 2 2 4 - 2 3 7 2

F A X： 0 5 9 - 2 2 4 - 3 0 2 3

メール：seishi@pref.mie.lg.jp